

# 指摘事項

介護老人保健施設・短期入所療養介護

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「施設条例」

鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
(平成29年12月22日鳥取市条例第49号)

## 「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

## 「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

## 「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成12年3月1日老企第36号)

# ☆勤務体制の確保等

---

■勤務表について、複数の職種を兼務している職員については、職種ごとの勤務時間を記載すること。（条例第30条第1項、第52条）

介護老人保健施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にする必要があります。

# ☆衛生管理等

- 食中毒の予防及びまん延防止のための委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知すること。（老健条例第33条第2項）
- 従業者に対し、食中毒の予防及びまん延防止のための研修を年2回以上開催すること。（老健条例第33条第2項）

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策について、講ずるべき対策は以下のとおりです。

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策について検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- ③介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。

# ☆身体拘束廃止未実施減算

■身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施しておらず、身体拘束適正化のための委員会について、身体拘束に関する内容が確認できなかった。介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上に実施し、身体拘束適正化のための委員会においては、必ず身体拘束に関する事項を話し合い、議事録等に記録を残すこと。また、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、改善が認められる月までの間、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。なお、委員会で話し合う内容についても検討すること。(老企第40号 第2の6(7))

定期的な研修（年2回以上）及び委員会を開催すること。  
また、その実施内容についても**記録**することが必要である。

# ☆所定疾患施設療養費

■所定疾患施設療養費について、当該加算の算定開始後は、前年度の治療の実施状況について介護サービス情報の公表制度を活用する等により外部に見える形で公表すること(老企第40号 第2の6(33))

○対象となる入所者の状態は以下のとおり

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 带状疱疹

ニ 蜂窩織炎

ホ 慢性心不全の暴悪（注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定可）

○公表する内容は以下のとおり

当該施設の前年度における入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況

# ☆計画の作成

■施設サービス計画が漫然かつ画一的なものとなっていた。施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の希望及び生活課題をアセスメントにより適切に評価し、施設サービスの方向性を示す個別具体的なものとする。

計画作成に当たっては、アセスメント情報を加味し入居者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

※施設サービス計画の作成に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）に沿って行ってください。